

2025人事院勧告・報告等に対する日高教声明

人事院は、8月7日、国会と内閣に対して、「月例給の3.62% (15,014円)の引上げと、一時金の支給月数0.05月分引上げ」「通勤手当の改正に関する勧告」「通勤手当の見直し」「月例給水準が最低賃金に相当する額を下回る場合の手当新設」「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」などを柱とする勧告並びに報告を行った。今次勧告に先立ち、全体の比較企業規模を「50人以上から100人以上」に引上げが示された。比較企業規模が2006年当時に戻され、月例給・一時金ともに4年連続の引上げが示された。

日高教は公務労協に結集するなか、人材確保の観点から、物価上昇が前年同比+3%前後という社会情勢に鑑み、月例給については全世代にわたる引上げ、一時金については支給月数の引上げを求めてきた。月例給については、中高年齢層が多く在籍する級・号俸において昨年を大きく上回る2.7%の水準で引上げられたものの、若年層に重点を置きそこから改定率を逡巡させているため、これまで大幅な給与改定を受けていない中高年齢層にとって十分な改定と言えず完全に納得できるものではない。今後、各県が人事委員会交渉を行っていくうえで、中高年齢層の給与については重点的に交渉されたい。一時金については民間賞与の客観的な支給実態にもとづくものであり、4年連続で支給月数増となったが、引き上げ幅は0.05月に留まっている。公共サービスとして教育に対する過度の期待と人材不足のなか日々懸命に勤務している教職員において満足できる率とは言えない。

通勤手当の課題については、日高教加盟単組が課題としてきた、通勤手当が大きく改善される。自動車等使用者についてこれまで上限60m以上だったものを、令和8年4月から65km以上から100km以上まで5km刻みで上限66,400円とし新設され、長距離通勤者の負担軽減が図られる。また、通勤に際し外部の駐車場を利用している場合、1か月5,000円を上限とする通勤手当を新設する。これらは、令和7年の職種別民間給与実態調査による民間の支給状況を踏まえ、自動車等により通勤することが必要な職員の負担を軽減するものであり、人事委員会勧告に向け重点的に取り組む必要がある。

人材確保において、教員のなり手不足は解消されておらず、教員の確保とともに相次ぐ不祥事から教員の質が課題として挙げられている。同時に、現職者の休職や辞職を出さないための、労働環境や働き方改革に資する取り組みが急務である。今次勧告において、様々な事情に対して無給休暇の導入による柔軟な働き方やアルムナイ採用(出戻り採用)の検討など、新たな人事制度に向け示された事項については学校現場への導入にあたって慎重な議論が必要である。教職員の長時間勤務の是正にあわせて、放課後や休日に行われている部活動改革が重要な課題である。日高教は、部活動の地域展開を推進するため、今次勧告で示された本職に付随する兼職兼業に関する見直しに追随し、部活動指導の兼職兼業を早急に求めていかなければならない。

地方公務員である教育公務員の給与及び待遇については、人事委員会勧告に向けて、過酷な勤務実態や教職員の職務の特殊性に応じた勧告となるよう、教職員がおかれている現状について各単組を通じて人事委員会に取り組みを進めていく。そのために、日高教は全国人事委員会連合会に対し、高校教員の賃金実態の精確な反映とともに、すべての教職員の職責に見合った給与水準確保、給与等の地域間格差による人材確保の懸念解消、さらには、業務の改善に向けた実効性ある取り組みを、人事管理上の課題として人事委員会に言及させるとともに、その実現に向けた対応を強く求めていく。

日高教は、高校・中等教育学校及び特別支援学校教職員が組織する団体として、構成単組及び公務労協に結集する全国の仲間とともに、教職員一人ひとりが躍動でき誰もが幸せになれる教育環境の整備に向けて取り組みを強化していく。

2025年8月8日

日本高等学校教職員組合